

# 令和2年度 介護施設等による留学生受入れ支援事業費補助金（概要）

## 事業案内

介護サービスを提供する都内の施設及び事業所（以下、「事業所」）が、留学生を雇用し、学費等を給付した経費の一部を東京都が補助します。令和2年度より、**補助対象の拡大・補助要件の緩和**を行います。

## 補助対象事業所

サービスの種類（訪問サービスは除く。）

通所介護	（介護予防）短期入所生活介護	（介護予防）短期入所療養介護	（介護予防）通所リハビリテーション	（介護予防）特定施設入居者生活介護	（介護予防）小規模多機能型居宅介護	看護小規模多機能型居宅介護	（介護予防）認知症対応型共同生活介護
（介護予防）認知症対応型通所介護	地域密着型特定施設入居者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	地域密着型通所介護	介護福祉施設サービス	介護保健施設サービス	介護医療院サービス	介護療養施設サービス

（注1）都内に所在する事業所とする。（注2）国又は地方公共団体が設置及び運営する事業所は除く。（注3）介護保険法第72条の2の規定による共生型サービスは除く。

## 対象経費・基準額

補助率 1 / 3

- ①学 費 5万円(月額)
  - ②入学準備金 20万円(1回限り)
  - ③就職準備金 20万円(1回限り)
  - ④国家試験受験対策費用 4万円(1回限り)
  - ⑤居 住 費 3万円(月額)
- ※上記②は、介護福祉士養成施設の入学年度のみ対象  
 ※上記③④は、介護福祉士養成施設の卒業年度のみ対象

## 令和2年度からの変更

～詳細は、東京都福祉保健財団ホームページに掲載している手引きをご確認ください～

### 補助対象の拡大

介護福祉士養成施設に通う留学生に加えて、介護福祉士養成施設への入学を前提とした**日本語学校に通う留学生も新たに対象に追加しました！**

### 補助要件の緩和

- 留学生を3月31日まで継続して雇用しなくても、**年度内に1か月以上雇用すれば対象となります。**  
 （例えば、年度途中の5月1か月間のみ雇用した場合も対象）
- 留学生の勤務時間要件（年間平均週20時間以上勤務）は、今年度は設定しません。**

## 事業スキーム

日本語学校又は介護福祉士養成施設



学費等の納入

留学生



年度内1か月以上 就労  
※年度途中での就労も可

贈与契約を締結の上、対象経費を給付

介護サービスを提供する都内の事業所

交付申請等

福祉保健財団  
東京都

審査事務を委託

東京都

補助金交付

### 【補助額の算定例】 ※留学生を1か月間雇用した場合の学費

- ①補助基準額：5万円×1月=5万円
- ②対象経費：学費年額120万円の場合 120万×1/12月=10万円
- ③上記①と②を比較して小さいほうの5万円に、補助率1/3を乗じた1万6,000円が補助額（1,000円未満端数切り捨て）

### 問い合わせ先

**本補助金や、外国人介護従事者受入れ環境整備事業に関することは、以下にお問い合わせください。**  
 公益財団法人東京都福祉保健財団人材養成部 介護人材養成室 外国人介護人材担当  
 TEL:03-3344-8627 (月)～(金) 8:45～17:30 HP:<http://www.fukushizaidan.jp/122gaikokujin/index.html>  
 ※補助金申請に係る手引きを上記HPに掲載しています。事業の詳細(補助要件等)は、手引きや要綱等をご確認ください。  
 ※交付申請関係書類等も、上記HPに12月頃掲載予定です。  
 ※予定は今後変更する可能性があるため、予めご承知おきください。